

換地処分に伴う住所等の変更手続きについて

霧島市役所
45-5111(代表)

麓第一土地区画整理事業の換地処分に伴い、施行区域内の町名及び地番が変更になります。施行区域内にお住まいの方及び事務所等を設置している法人会社等につきましては、住所及び所在地等、関連する事項の書替えまたは、手続きが必要となるものがあります。予想される主なものを記載してありますので、下表をご覧ください、関連がある方におかれましては、手続きをお願いいたします。

1.霧島市その他行政側で書き替える公簿類

公 簿 名	届出・問い合わせ先	摘 要	
住民票、印鑑登録原簿、戸籍の附票	市民課	住所欄、本籍欄を書き替えます	
戸籍簿		本籍の変更がある方には、換地処分の公告後、「本籍の変更のお知らせ」を送付します。	
土地登記簿、建物登記簿	区画整理課	表題部の所在の表示・保留地の所有権保存のみ、区画整理事業施行者が申請し、法務局が書き替えます。	
介護保険被保険者証 負担割合証 介護保険負担限度額認定証	長寿・障害福祉課及び各総合支所市民生活課	換地処分の公告後、長寿・障害福祉課から対象者に、新住所の被保険者証等を郵送します。旧住所の被保険者証等は、返信用封筒で回収します。	
国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 国民健康保険特定疾病療養費受療証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 後期高齢者医療特定疾病療養費受療証	保険年金課及び各総合支所市民生活課	換地処分の公告後、保険年金課から対象者に、新住所のものを郵送します。旧住所のものは、返信用封筒で回収します。	
子ども医療費助成金受給資格者証 乳幼児医療給付受給資格者証 ※4月1日より名称を子ども医療給付受給資格者証に変更 ひとり親家庭医療費受給資格者証 児童扶養手当証書	子育て支援課、隼人市民福祉課及び各総合支所市民生活課	換地処分の公告後、子育て支援課から対象者へ、新住所が記載された資格証を郵送します。旧住所の資格証は破棄していただくか、子育て支援課へ返却してください。	
特別児童扶養手当証書		住所変更届、特別児童扶養手当証書(窓口で修正します。)	すみやかに

2.関係者各自で住所変更の届出を必要とする事項

届出事項	届出・問い合わせ先	必要書類等	届出期限
住民基本台帳カード (顔写真付きのもの) マイナンバーカード 在留カード	市民課、隼人市民福祉課、各総合支所市民生活課及び福山市民サービスセンター	各カード、認め印	すみやかに
身体障害者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳 重度心身障がい者医療費受給資格証 障がい福祉サービス受給者証 自立支援医療(育成・更正・精神通院)受給者証	長寿・障害福祉課及び各総合支所市民生活課	各手帳・受給者証、印鑑	すみやかに
自動車運転免許証の住所	鹿児島県交通安全教育センター TEL099-266-01111 または霧島警察署交通課 TEL0995-47-2110	住所のみ変更の方は、運転免許証及び住所の確認できる公的な領収書(電気・ガス・水道等)本籍地まで変更される方は、運転免許証及び本籍地が記載された住民票。	すみやかに

裏面もごらんください

届出事項	届出・問い合わせ先	必要書類等	届出期限	
自動車検査証 (普通車、自動二輪251cc以上)	鹿児島運輸支局 TEL099-261-9194	住所変更を希望される方は、必ず事前に電話確認して下さい。		
軽自動車届出済証 (軽二輪126cc～250cc)				
自動車検査証(軽自動車)	軽自動車検査協会鹿児島事務所 TEL050-3816-1761	住所変更を希望される方は、必ず事前に電話確認して下さい。		
電柱敷地使用料	九州電力(株)霧島営業所 TEL0120-986-803	連絡をいただければ、九州電力からお伺いします。 敷地内にある設備の電柱番号、口座番号、印鑑		
	NTT西日本-九州 TEL116	連絡をいただければ、NTTからお伺いします。 敷地内にある設備の電柱番号、口座番号、印鑑		
国民年金・厚生年金被保険者住所	加治木年金事務所(始良市) TEL0995-62-3511	特段、届出の必要はありません。 (ただし、一部変更手続きが必要な方がいます。詳細はおたずねください。)		
年金受給者住所				
土地・建物の所有権登記名義人の住所	法務局(霧島市) TEL0995-45-0064	変更登記申請書、市発行の証明書、印鑑(認印)、その他必要書類	すみやかに	
会社の本店及び支店所在地法人の主たる事務所または従たる事務所			変更登記申請書、市発行の証明書、会社・法人の実印、その他必要書類	すみやかに
株式会社の代表取締役				
有限会社の取締役				
合資・合名会社の社員				
法人の理事の住所				
危険物製造所貯蔵所等住所	霧島市消防局 TEL0995-64-0119	設置者氏名等変更届出書(住所部分)2部提出	すみやかに	
建設業法に基づく許可業者	鹿児島県土木部管理課 TEL099-286-3490	変更届出書等 資料は4部提出(登記簿謄本1部、写し3部) 郵送または持参		
薬局開設許可施設	始良保健所(霧島市) TEL0995-44-7951	変更届出書		
医薬品販売業許可施設		変更届出書		
販売従事登録者(医薬品)		変更届出書		
食品衛生法に基づく許可施設		営業許可申請事項変更届出書		
食品等取扱条例に基づく登録施設		登録事項変更届出書		
給食施設の所在(健康増進法、多数給食施設における栄養管理に関する条例)		給食届出事項変更届出書		
理容・美容師法に基づく許可施設		開設届出事項変更届出書		
介護保険施設・事業所の所在地		変更届出書		
開設者・管理者の住所		地番変更を証する書類		
運営規定の変更		変更後の運営規定		
病院・診療所・助産所の所在地		開設届出事項変更届		
開設者・管理者の住所		地番変更を証する書類		
医療法人の定款に規定する事務所の所在地		定款変更認可申請書または締約変更届、社員総会議事録		
開設する医療施設の所在地		変更後の定款、地番変更を証する書類		
自動車リサイクル法に基づく登録業者・許可業		変更届出書 法人の場合:登記事項証明書 個人の場合:住民票の写し		
水質汚濁防止法に基づく特定施設		氏名等変更届出書		

注1 上記以外でも法令等により住所変更の届出を要するものがあれば、所定の手続きをして下さい。

注2 市では、住所変更通知書を換地処分公告後すみやかに該当する世帯に通知します。地区内にお住まいの方で換地処分に伴う住所変更の証明が必要な場合は、換地処分の公告の翌日以降、市民課、隼人市民福祉課、各総合支所市民生活課、福山市民サービスセンターにおいて証明書を発行する予定です。地区内の事業所等の住所変更の証明書は区画整理課にて発行する予定です。